

日本細菌学会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本学会は日本細菌学会 (Japanese Society for Bacteriology) という。

(目的)

第2条 本学会は細菌学およびその関連領域の科学の進歩に寄与し社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本学会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会および会務総会の開催
- (2) 日本細菌学雑誌等の発行
- (3) 関連学会と共同して欧文学術誌の編集
- (4) 細菌学の研究, 応用, 教育等の諸問題に関するわが国専門学者の意見のとりまとめとそれに基づく実行
- (5) 国内における関係諸機関, 諸学会との連絡協力およびわが国の細菌学者を代表する機関としての国際的な活動
- (6) 細菌学の研究の奨励およびすぐれた研究に対する表彰
- (7) その他必要と認められる事業

(主たる事務所)

第4条 本学会に事務所を置く。

第2章 会 員

(構成員)

第5条 本学会の会員を次の4種類に区別する。

- (1) 正会員 本学会の趣旨に賛同する細菌学関連領域の研究者またはこれに学問的関心をもつ者で第43第42条第1第2項に定める会費および第4項に定める支部会費を納めた者
- (2) 学生会員 第1項に準ずる資格のある大学院学生, 学生および生徒で第43第42条第2第3項に規定する会費および第4項に定める支部会費を納めた者
- (3) 名誉会員 本学会に特に功労のあった者で, 別に定める規定により推薦された者(4) 賛助会員 本学会の趣旨に賛同し, その事業を援助するため所定の会費を納入した団体または個人

(入会)

第6条 正会員の入会申込みは本学会事務所へ行うものとする。

- 2 学生会員の入会申込みは所属教育機関の在学証明書を添え本学会事務所へ行うものとする。

(権利)

第7条 正会員, 学生会員, 名誉会員は日本細菌学雑誌等の配布を受け, 研究業績を学術集会および日本細菌学雑誌等に発表することができる。

- 2 賛助会員は日本細菌学雑誌等の配布を受けることができる。

第8条 正会員, 学生会員のうち別に定める資格を持つ者は評議員の選挙権をもつ。

- 2 正会員のうち別に定める資格を持つ者は評議員の被選挙権をもつ。

(資格の喪失)

第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 3年以上会費を滞納し, かつ催告に応じない者

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は, 退会届を提出しなければならない。

(除名)

第11条 本学会の名誉を傷つけまたは本学会の目的に反する行為があったとき, 評議員会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

第3章 役員および役員会

(役員)

第12条 本学会に次の役員を置く

- 理事長 1名
- 理事 18名以内 (但し理事長を含む)
- 監事 2名
- 評議員 評議員選挙細則に定める数

(理事・理事会)

第13条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 評議員の互選によって選ばれる者15名以内
- (2) 正会員のうちから理事長が前項の理事と協議して推薦する者3名以内

第14条 前条の第1号のうち理事の互選により1名を理事長とする。

- 2 理事長は本学会を代表し, 会務を統括する。

第15条 理事の任期は選挙の翌年の1月1日から3年とし再任を妨げない。但し3期連続して選出されることはできない。また監事は任期の終了直後に連続して理事となることはできない。

- 2 定期的改選以後に選出された理事の任期は前任者の残任期間とする。

第16条 理事会は必要に応じ理事長がこれを召集する。

- 2 理事総数の3分の1以上が目的事項を示して理事会の開催を請求した場合理事長は1ヶ月以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 評議員の5分の1以上が目的事項を示して理事会の開催を請求した場合, 理事長は1ヶ月以内に理事会を召集し, これを審議し, 2ヶ月以内に評議員会に付議しなければならない。
- 4 理事長は理事会の議長となる。

第17条 理事会は理事総数の過半数が出席しなければ議事を行い議決することはできない。

- 2 理事会の議事は出席者の過半数によって決し, 可否同数のときは議長これを決する。

第18条 理事会は本学会の会務を執行する。

第19条 理事長に事故ある時は、あらかじめ理事長の指名した理事がその職務を代行する。

第20条 理事は庶務、会計、編集、その他の業務を分掌する。
(監事)

第21条 本学会に監事2名をおく。監事の選任は別に定めるところによる。任期は選挙の翌年の1月1日から3年とし、再任しない。

第22条 監事は理事会の会務執行、資産、および会計の状況を監査する。監査により不正の事実を発見したときはこれを評議員会に報告しなければならない。

(評議員・評議員会)

第23条 本学会に評議員をおく。評議員の選任は別に定めるところによる。任期は選挙の翌年の1月1日から3年とし再任を妨げない。

第24条 評議員会は評議員をもって組織し、次の事項を審議、決定する。

- (1) 年次学術総会長の決定
 - (2) 予算の決定と決算の承認
 - (3) 会員の身分に関する件(会員の除名処分など)
 - (4) その他必要な事項
- 2 会則の変更に関しては、評議員会における議決の後、総会の決議を必要とする。

第25条 評議員会に議長、副議長をおく。任期はそれぞれ選挙の翌年の1月1日から3年とする。

- 2 議長、副議長は評議員の互選によりこれを定める(但し、理事・監事を除く)。

第26条 評議員会は年一回以上理事長がこれを召集する。

第27条 評議員会は評議員総数の過半数が出席しなければ議事を行い議決することができない。但し書面をもってあらかじめ委任の意志表示したものは成立要件上の出席者とみなすが、議決の賛否には加えない。

- 2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長これを決する。
- 3 理事長は必要と認めた場合、審議事項を書面をもって評議員に送付し、その意志を議長に提示し、議長の裁定をもって評議員会の開催に代えることができる。

第4章 委員会

第28条 会務運営につき必要と認められる事項に関して、理事長は理事会の議を経て委員を委嘱することができる。その任期は3年とし、再任を妨げない。定期の改選以後選出された委員の任期は残任期間とする。

第5章 会務総会

第29条 理事長は年次学術総会の会期中に会務総会を招集する。

- 2 理事長は会務総会において会務運営に関する報告を行う。

第30条 年次学術総会会長は会務総会の議長となる。

第31条 理事長は会務総会において決算、予算および重要事項に関する報告を行い、会員の意見を聴取する。

第32条 議決を必要とする総会案件は、会務総会の1ヶ月前までに資料を会員に送付しなければならない。

- 2 第1項による案件の成立には会員(正会員および学生会員)の5分の1以上が出席する総会において過半数が同意することを必要とする。但し書面をもってあらかじめ委任の意志表示した者は成立要件上の出席者と見なすが、議決の賛否には加えない。
- 3 会則の変更については総会の議決を必要とする。

第6章 年次学術総会

第33条 年次学術総会は年1回これを開催し、細菌学および関連領域の研究の公表、討議を行う。

第34条 年次学術総会会長は当該年次学術総会を主催する。

第35条 理事会は毎年次年度および次々年度の年次学術総会会長を会員中より推薦し、評議員会の議決を経て決定する。

第7章 支部

第36条 本学会に支部を置く。

支部は北海道、東北、関東、中部、関西、中国・四国および九州の7支部とする。各支部の所属地域は別に定める。

第37条 支部の運営は各支部の定めるところによる。

第38条 理事長は必要に応じ、支部長会を召集する。

第8章 学会賞

第39条 本学会に学会賞として、浅川賞、小林六造記念賞および黒屋奨学賞を設ける。

第40条 本賞に関する細部は別にこれを定める。

第9章 会誌

第41条 日本細菌学雑誌等の編集に関する要項は別にこれを定める。

第10章 会計

第42条 本学会の経費は、会費、資産より生じる利子、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 正会員の会費は年9,000円とする。
- 3 学生会員の会費は年3,500円とする。
- 4 賛助会員の会費は理事会において決定し、評議員会の承認を得る。
- ~~5 会費のほかに各支部の定めるところにより、支部会費を徴収することができる。~~
- ~~6~~ 5 学術集会の際には、参加者から参加費を徴収することができる。
- ~~7~~ 6 会誌の団体購読料は別に定める。

第43条 本学会の基本的な事業計画およびこれに伴う予算は、会計年度毎に理事会において審議・決定し、別に定める手続きにより評議員会に提出してその承認を得なければならない。

第44条 本学会の決算は会計年度毎に理事会において作成し、

監事の監査を受けた後、評議員会の承認を受けなければならない。なお、理事交代時の決算は前理事会の責任においてこれを行う。

第45条 予算および決算は総会および日本細菌学雑誌等で公表するものとする。

第46条 本学会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第11章 付 則

第47条 本会則は昭和47年5月20日よりこれを施行する。

(昭和52年 4 月 6 日一部改定)

(平成 8 年 3 月27日一部改定)

(平成10年 4 月 3 日一部改定)

(平成11年 3 月26日一部改定)

(平成17年 4 月 5 日一部改定)

(平成27年3月27日一部改定)

(平成28年3月24日一部改定)